

平成23年7月17日（日）	
健康福祉部生活衛生課	久保英一郎
（内線 3265） 直通	832-3180
高松市保健所生活衛生課	山下衛
直通	839-2865

## 福島県浅川町の特定の農家から出荷された牛肉の放射性セシウムの分析結果について（第2報）

本日、(株)マルナカ 国分寺店で購入の個体識別番号11753-47112の牛肉3パックが同店に持ち込まれました。

当該牛肉について、高松市保健所が提供を受け香川県環境保健研究センターで検査を実施したところ、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたので、お知らせします。

### 1 検査検体：牛肉

個体識別番号	11753-47112
商品名	国産黒毛和牛小間切れ
消費期限	平成23年5月31日
重量	374g（94g、95g、185gの3パック）
販売店舗名	株式会社マルナカ 国分寺店

### 2 検査機関・検査方法

検査機関	香川県環境保健研究センター
検査方法	緊急時における食品の放射能測定マニュアル（平成14年3月厚生労働省）」により示されたゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
検査検体量	86.55 g
検出時間	2000 秒

### 3 検査結果

検査結果	セシウム-137	セシウム-134	放射性セシウム合計
単位（Bq/kg）	353 Bq/kg	301 Bq/kg	654 Bq/kg

検出限界：放射性セシウム Cs137：13 Bq/kg  
Cs134：14 Bq/kg

肉の放射性セシウム暫定規制値（500 Bq/kg）

：「魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取り扱いについて」  
（食安発 0405 第1号平成23年4月5日厚生労働省）

### 4 結果の評価

今回の牛肉について、毎日200gを1年間食べ続けた場合、人体に影響する放射線の量は、約0.752ミリシーベルトとなります。

食品衛生法に基づく暫定規制値の根拠となっている原子力安全委員会の指標は、放射性セシウムの場合には実効線量5ミリシーベルト/年ですので、健康に問題はないと考えます。